

第63回京都大学11月祭全学実行委員会

2021年9月24日(金)

【注意事項】

- 注意1 表示名は、「企画名_氏名」あるいは「団体名_氏名」としてください。
- 注意2 本会議のレジュメは、11月祭公式Webサイト(<https://nf.la>)に掲載されております。ユーザー名およびパスワードは、事前に連絡したものをご利用ください。
- 注意3 本会議のミーティングのURLやパスワード、レジュメ掲載ページのユーザー名やパスワードなどを他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意4 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意5 発言を希望する際には、Zoomの「手を挙げる」機能を使用してください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意6 発言時には、企画名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を企画名あるいは団体名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意7 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意8 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意9 議決・承認は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用して行います。
- 注意10 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に、当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては、個別に判断します。
- 注意11 本会議は、本日16:00には、閉会します。

第5回 議事録

開会時刻 14:00

閉会時刻 18:00

委員長 開会する。前回は、少し議論が停滞する場面があった。できる限り、建設的な発言を心がけるように。まずは、議事案について。

事務局 「第63回京都大学11月祭全学実行委員会への提案」というレジュメを参照してほしい。異議などはないか。

A 次回以降の会議の日程を会議の中で決定すべきだと思う。事務局が決定していると思うが、事務局の都合だけで決定すると、継続的に参加できなくなる人がある。また、事前に決めておくことで、参加者が増える。以前は、教室借用の都合で直前になっていたと思うが、今は、オンラインでの開会なので、自由にできる。

事務局 事務局としては、委員長に日程を提案するという形で進めている。委員長に一任している。

A 回目の会議日程を決定するという議事を提案するということは、問題ないか。自身が具体的な日程を提案するわけではない。

委員長 具体的な日程については、決めることは難しいと思うが、だいたい日程については議論できる。そういうことでよい。

A 問題ない。

委員長 挙手をもって承認としたい。

(承認)

委員長 事務局が提案した議事案に従って、議事を進めていく。開催形態について。

事務局 レジュメの「2. 開催形態について」を見てほしい。今回は、内容が多いため、すべてを読み上げはしない。要点のみ説明する。前回全学実での議論を踏まえ、教育推進・学生支援部と話し合った。レジュメに記載の「事務局の見解」より、「提案」でオンライン形式での開催を提案する。

委員長 以上の件について、異議や質問はないか。

B レジュメの「事務局の見解」の3段落目について、「全面禁酒の件を踏まえると」とあるが、これはどういった意味か。説明してほしい。

事務局 全面禁酒の件というのは、第61回11月祭の全学実で報告した通り、一部に規則を守らない人がいた。そのことについての記載である。

C 全面オンライン開催が決定したとして、大学の最大の構成員である京大生に対して、ど

のように発表するのか。レジュメでは、事務局としての見解が記載されているが、実際には、当局の施設貸し出しができないと主張したために、オンライン開催になったと理解している。レジュメでは、オンライン開催でも代替可能だという教育推進・学生支援部からの意見があったということであったが、代替可能ではない団体もいる。全学実に参加していない者でも、決定に納得できるような説明をしてほしい。現状、開催形態の発表について、どのように考えているか。

事務局 少々待ってほしい。オンライン開催が決定された場合には、公式WebサイトやTwitterで発表する。事務局は、事実のみ伝え、経緯について説明は、事務局の実務の範囲外であると認識している。全学実での決定に従う。

C オンライン開催になった場合には、その際に、声明を発表してほしいと提起する。

事務局 承知した。オンライン開催が決定した場合には、声明についての承認を目指すこととする。

C 内容については、次回以降、検討を進めていきたい。

D 先ほどの質問と関連する。前回の資料では、事務局の立場としては、感染拡大を恐れておらず、ある程度の対策が可能という立場であったと思う。今回は、判断を遅らせることが困難であるということである。京大当局と交渉している時点では、事務局の提案する対策に対して自信をもって交渉していたのか。それに対して、京大当局、教育推進・学生支援部が「リスクが0でないと対面開催を許さない。」ということであったと思うが、どの程度の主張であったのか。不当な圧力とも捉えることができる程度なのか。事務局としては、ある程度対策ができると述べており、京大当局が認めない、ということであった。本当にそのような旨の交渉があったのか。

事務局 前回の全学実での事務局の発言内容と現在の姿勢が異なっているという指摘であると理解した。事務局内での当局の姿勢に対する理解が浅かった。事務局の不手際である。再度、交渉を行った結果、レジュメに記載のような回答が得られ、このような提案をするに至った。

D 今回のレジュメに記載の内容は、前回全学実以降の交渉のものか。前回全学実では、前回全学実以前の交渉の記録を公表してほしいという意見があったが、その記録については、公表する気がないということか。

事務局 レジュメに記載の内容は、2日前に教育推進・学生支援部と交渉を行った際の記録であり、前回全学実以降の記録である。前回全学実以前の記録については、事務局が記録をとっていなかった。しかし、教育推進・学生支援部の姿勢は、一貫した姿勢であるため、今回のレジュメで説明されているという認識である。

D 前回全学実では、当局からの圧力があるというような説明であったが、それは、本当に事務局の理解が浅いという不手際に起因するものなのか、疑問がある。前回までの説明とは異なって、今回のレジュメが当局の姿勢であると理解してもよいのか。

- 事務局 その認識で問題ない。
- E 全面オンライン開催について。前回のレジュメで提起があったような、ステージ企画などは録画して、展示企画やショップ企画は、Webサイトで行うという認識でよいのか。
- 事務局 そのような認識で問題ない。
- E 屋外のステージは、当局からの制限なしに使用できるということか。
- 事務局 収録については、対面で行うという旨の連絡を教育推進・学生支援部に伝えている。
- E ステージ上でのパフォーマンスを録画したものを配信すればよいと認識していると思うが、その場でパフォーマンスを見ることと配信で見ることとは、価値が異なる。たとえば、人数制限や事前予約などを行うことで、有観客での実施を実現することはできないのか。そのような検討はなされたのか、どのように考えているのか。
- 事務局 少しでも観客を入れるということは、検討することはできる。以前に、教育推進・学生支援部に伝えたところ、無観客が上限であるという旨の回答があった。
- E 決定が先延ばしになると、企画出展者も困るので、発言を迷ったが、できれば検討してほしい。
- A レジュメでは、事務局としてオンライン開催をすべきと考えているということであるが、それは、当局が施設借用を認めないということを踏まえての判断なのか、それとは独立に、社会情勢などを見ての判断なのか。
- 事務局 後者のような認識で問題ない。
- A そのうえで、今回の教室借用を認めないという大学側の判断は、問題であると考えているのか。学生が11月祭の開催形態を独自に判断して、大学側が学生の判断を信頼する形で認める形であるべきだと思う。質問内容としては、実際には、大学側が一方的に施設借用を認めないという主張をしているということか、ということである。
- 事務局 大学当局の姿勢については、問題があると認識している。
- A 上でCが声明について提起していたので、大学当局のそのような内容を含んでもよいと思った。
- F レジュメ別紙「(3)」では、リスクが高いという主張があった。これについて、科学的とまではいなくても、合理的な説明はあったのか。現在、課外活動か正課の活動かどうかはわからないが、感染者や濃厚接触者が生じている。学内の感染者・濃厚接触者がある程度の人数発生しているにもかかわらず、課外活動や対面の授業や研究活動を感染拡大リスクが許容できるとして実施していることの矛盾についての説明はあったのか。
- 事務局 少々待ってほしい。保健診療所の先生との話し合いで、説明があったが、科学的な説明は得られていない。当局の姿勢では、11月祭よりも課外活動の方がオンラインでの代替が不可能な部分が多いと認識しているということであった。

- F 可能であれば、説明を求めてもらいたい。
- 事務局 補足がある。科学的な説明は、事務局としては求めたが、得られていないということである。
- B 課外活動についても、感染者が増加すると、一切禁止になるという認識である。課外活動と11月祭で矛盾していると言い切ることは難しいと認識している。また、オンライン開催ではなく、不開催は検討したのか。昨年度のオンライン開催で、11月祭が十分な実現ができたと認識しているのか。
- 事務局 11月祭の不開催については、検討したが、京大生の自主的創造的活動の実現という点から、採用しなかった。また、オンライン開催でも、ある程度は、京大生の自主的創造的活動の実現は果たせたと考えている。
- B 概ね、昨年度と同様の形態でのオンライン開催という認識で問題ないか。
- 事務局 昨年度の開催形態を想像してもらって問題ない。
- G 科学的な説明とあった。昨年度も述べたことだが、「科学的な説明」というのは、京大内で成立している言葉である。科学的な説明があったからと言って、安心できるとは限らない。権力関係の中で成立している言葉である。権力にとって正しいということを示していかなければならない。ある意味で、当局との権力関係の中で、権力勾配を意識しながら、妥当な程度を意識し、判断する責任が事務局にはある。安易に「科学的な説明」を求めるのは避けた方がよい。当局が正しいという言説を認めることになってしまう。
- H レジュメの「事務局の見解」として、「全学実には感染拡大を防止すべき」というものがあり、また、感染拡大を妨げる者が想定されるというものがった。それらは、オンライン開催を支持するものとなっている。次年度以降の開催形態については、現状、どのように認識しているのか。
- 事務局 来年度に関しては、情勢は変化していると想定している。感染拡大防止と自主的創造的活動の実現を考慮して、判断していくことになる。
- H 来年の開催形態を考えるとときにも、11月時点での感染状況を予測することは難しい。ワクチンの接種状況などによって変化するということはあると思うが、感染拡大を防止することが困難なので対面開催をすべきではない、と断言してしまうのは適切ではない。delta株後の状況を経験していないため、適切に判断することができない。感染拡大があったとしても、対面開催の価値を認めるべきということもある。感染拡大をしないことを優先して、対面開催を行わないというのは、あくまで共存する策が見つからないからであって、今後、この判断基準は変化するということは、確認しておきたい。
- 事務局 次年度以降の開催形態検討において、参考にしていく。
- I 様々な意見があった。事務局からの提案を受けて、対面開催かオンライン開催にするの

か、ということで、オンライン開催をしていく前提での意見表明が多かった。しかし、結論を出す必要がある。委員長に対して、開催形態の意思調査をしてもらいたい。このままでは、前回同様、結論が出ないまま終わってしまう可能性がある。多数決ではない意思調査を行って、議論を進めていくことを提案したい。

委員長 現状、建設的な意見が多いため、15分後の15:20までは、意見の表明を続けていきたい。

I 時間を決めて進めていくことには賛成である。

J 感染拡大リスクを0にできないから、オンライン開催を提案するという方針であるという認識である。京大において、感染拡大リスクを0にはできないまでも、十分な感染対策を行いつつ、課外活動を行っている団体があることは認識しているか。

事務局 認識している。

J 主として体育会の団体を意識しての質問であった。現状のガイドラインよりも厳しいガイドラインを提示して、開催形態を検討するということは可能か。実際、体育会の部活でも感染者は生じている。感染者が生じた後、2週間の活動停止があつて、活動を再開している。

事務局 現状あるガイドラインよりも、さらに厳しいガイドラインを提示したが、それでも感染拡大リスクを0にできないという意見をもらった。

J 感染拡大リスクを0にしないままに活動を続けている課外活動もあるという認識を教育推進・学生支援部と共有してほしい。保健診療所というよりも、教育推進・学生支援部と交渉を続けてほしい。

事務局 上の発言を修正し、補足する。感染拡大リスクを0にできない、という意見をもらったのではなく、感染拡大を抑えることができないという意見をもらった。教育推進・学生支援部としては、保健診療所の意見を重視している。

J 保健診療所が現状の課外活動、特に体育会の課外活動を認識しているのか。屋外での企画だけでも実施できないかどうか、教育推進・学生支援部に提案するのはどうか。保健診療所は、体育会のガイドラインについて、どのように考えているのかを聞いてほしい。

事務局 屋外での企画だけでも実施できないかどうかを教育推進・学生支援部に提案したが、認められないという旨の回答があつた。体育会のガイドラインを保健診療所がどのように認識しているかについては、わからない。

G 資料を共有した。5000人か収容定員50%のどちらか、が条件として挙げられているが、どちらも正確に計測できない。会場を制限するならば、条件を満たせない。そういったことから、妥当ではある。当局の意向を忖度している。感染対策をしていると主張することは、あまり効果がないと思う。事務局も同じような考えではないか。

事務局 概ね同様の考えである。

- B 感染拡大リスクを0とすることを目指すことは、適切ではないと考える。これを目指すことは、何でも制限できることになってしまう。体育会のガイドラインを採用してみてもどうか、ということについては、体育会のガイドラインの厳しさを誤解していると思う。体育会のガイドラインの厳しさは、屋外だけということではない。体育会は、活動数日前であっても連絡が来て、活動を中止にされうる。また、活動参加者に対して、数日あれば全員に連絡可能という前提がある。活動参加者の私生活への制限がある。体育会の会員のアルバイトの職種が制限されていたり、実家での家族との会話が制限されていたりしている。これについては、個人的には人権侵害という考えもできる。体育会のガイドラインを採用して11月祭の対面開催を目指すということは、以上のような点から反対する。
- H 事務局の見解として、屋外での開催もすべきではないと考えているのか、あるいは、その程度であればしてもよいと考えていたのに当局の姿勢により断念したのか、どちらかを確認したい。
- 事務局 事務局としても、屋外での開催であってもすべきではないと考えている。
- H 理解した。
- J 上で体育会のガイドラインの厳しさを利用して、と述べた。体育会のガイドラインの厳しさは、理解している。体育会のガイドラインは、完全に徹底されているとは言えない。しかし、そのうえで、形式的にでも厳しいガイドラインを提案してはどうか、という主旨であった。
- B そういった主旨であったことを理解した。非常に厳しいガイドラインを採用して、それを守られないことを前提に実務を進めていくということであるが、これ自体があまり適切ではないと考える。11月祭の規模で、そのようなことをすると、無法地帯にもなりうる。実際、体育会も無法地帯になり気味であるとは、体感している。
- 委員長 いったん議論を止める。事務局に確認だが、開催形態については、本日中の承認を目指したいということか。
- 事務局 企画担当者説明会が控えていることなどから、実務的に本日中の承認を目指したい。
- 委員長 事務局の開催形態に関して、質問ではなく、異議はないか。
- J ここで異議がないとなった場合、全学実の見解として、オンライン開催となるのか。
- 委員長 事務局の発言でもあったように、本日、オンライン開催が決定される。
- H 開催形態とは別の点で意見がある。それについては、この承認が終わってから述べることができるという認識で問題ないか。今回、当局との交渉の中で、事務局の負担が大きい。事務局以外の者が教育推進・学生支援部と直接交渉したいという者もいると思う。今後、当局と重要な交渉を行う際に、全学実での事前告知を行い、交渉の場に事務局以外の者が参加できるようにしてもよいのではないか。
- 委員長 後ほど扱うこととする。

- J 本日の議論を踏まえて、再度、強い態度をもって交渉をしてもらいたい。
- 事務局 強い態度をもって交渉するということについては、次年度以降の11月祭の開催に悪影響を与える可能性があるため、行うべきではないと認識している。
- K オンライン開催が承認されなかった場合に、再度、交渉する可能性はあるのか。
- 事務局 対面開催になっても、オンライン開催になっても、教育推進・学生支援部との交渉は、今後も可能である。
- K 今回の採決は、いつも通り、挙手制とするのか。
- 委員長 採決は、挙手制とする。異議があれば、採決の前に述べてほしい。事務局としては、企画担当者説明会より前に承認をとりたいということであった。それを踏まえて、事務局の提案に対して異議があれば、議論を進めていきたい。
- F 最も早い企画担当者説明会は、いつか。
- 事務局 直近では、10/1に屋内企画の企画担当者説明会がある。事務局としては、準備の都合上、早めの承認を目指したい。
- 委員長 事務局のオンライン開催の提案について、挙手をもって承認としたい。
- K 賛成はできないが、異議を発したとしても、可決されることは見えている。採決に参加しないという選択をしたい。
- L 同様の認識である。賛成はできないが、議論を長引かせることに意味はないと判断して、採決に参加しない。
- A オンライン開催が最善かについては、疑問がある。反対はしないが、賛成でもないの
で、採決に参加しない。
- J 同様である。
- H 同様である。事務局の見解として、対面開催を行うべきではないと判断したということ
であったが、以前から、何が変わったのかを理解できていない。そのため、賛成はで
きない。
- I 挙手している立場である。こういった採決に関しては、挙手に賛成を表すという方が以
前にもあった。その際には、多数決という形を行った。今回は、多数決を行う必要は
なくても、受け入れるのであれば、挙手をもって承認としてもらいたい。全会一致の
原則がある。反対意見があるのであれば、附帯決議によって表明することは可能であ
る。委員長に対しては、形式上であっても、全会一致を要求したい。
- A 棄権や保留という制度をつくることはできないのか。附帯決議については、別の場で議
論することになると思う。
- 委員長 棄権や保留という制度をつくるという案もあるが、上の発言からは、事務局の提案に形
式的にでも、全会一致で承認するということが目指したい。
- J なぜ、全会一致か。採決に棄権票があったことを示せばよいのではないか。反対を記録
できないのはなぜか。

委員長 慣例として、全会一致としている。

I 棄権や保留については、この会議の中で、それが承認されれば問題ない。慣例として全会一致を目指してきたが、2年前には、全会一致で多数決を採用したこともあった。全会一致を採用してきた経緯については、歴史的経緯がある。説明は省く。現在の構成員の柔軟な対応をしてもよい。ただ、従来、慣例的に全会一致を採用してきたという経緯がある。

委員長 数名の方の意見を反映して、議決権の放棄などについて検討してもよいと思う。

A 全会一致の経緯としては、少数派の意見も尊重すべきという考えがあるからであると思う。納得していない少数派がいるにもかかわらず、全会一致として記録してしまうのは、問題があると考えた。

委員長 議決権の放棄を認めることについて、挙手をもって承認としたい。

K 棄権するが、反対するという者がいるということではないか。

F 賛成よりも反対の者が多いのに、承認されることがある。全学実での意見と事務局の実務が矛盾することになる。

委員長 議決権の放棄についての意見がある者は、意見を述べてほしい。

E 現状、一番多い意見としては、11月祭の開催に不備が生じるような遅れを生じさせたくないということではないか。反対することによって、問題が生じるべきではない、ということで挙手をしている。そういった感情を議決権の放棄という形で示してよいのか。そこに違和感がある。反対や棄権が多くなった場合の対応として、声明の発表がある。声明に、当局との交渉の結果、オンライン開催以外の選択肢がなかったことを正直に表明する必要があると思う。

J 反対意見が多くなった場合に事務局の行動に矛盾が生じるということについて意見がある。建前上、全学実の下部組織となっているが、実際、全学実と当局の二重隷属状態になっている。そのようなことから、矛盾はないと思う。反対が上回った場合には、それを明示してもらいたい。

I 納得はできないが、実務上の困難が生じるという意見があった。それは、少なくとも形式的には、事務局の提案に対して承認をしていることになる。制度上、全会一致の原則に基づいて、承認をしてよいという意見である。そのうえで、声明発表など、形式的な部分以外で、実情を発表することは可能であると思う。以上を踏まえて、このまま進めてもよいと思う。

L 全学実の意見を経ずに、勝手に11月祭を開催することはできないと思う。反対多数となった場合、事務局は、行動できなくなる。事務局が全学実に従わない形で活動して、全学実として新しい11月祭を考えることもできる。

G 事務局は、全学実の従属機関である。承認できないならば、事務局はなくなる。事務局は、全学実の実務を行うということがある。それを転覆させるのは、運動として可能

であると理想をもつことができる一方で、形式的には不可能である。全会一致である必要はある。全体主義であったとしても、コロナ情勢という現代情勢の中での独裁的な姿勢を全学実で再現されたと認識してもよいのではないか。

委員長 議決権の放棄の議論単体だけでは、収まらないようである。以上の議論を踏まえて、少なくとも形式的にでも、事務局の提案を受け入れることができるというのであれば、全会一致の原則に従って、承認してもらいたい。反対意見をもつ者がいるということについては、考えて示していきたい。そのうえで、全会一致の原則に従っていきいたい。

同執委 意思決定方法についての話をしているが、それよりも、当局からの圧力についての話をしたい。今年度、オンライン開催を行うかどうか、というのは、次年度以降、当局の言いなりになるかどうか、ということが懸かっていると思う。今年度の11月祭の準備をある程度犠牲にしても、対面開催を目指すことを提案したい。当局に従った判断をすることよりも、当局に対して反対していくことについて話したい。

委員長 まずは、議決に関しての意見を聞きたい。

J 議決に関する議論の中では、思想的な意見は控えてもらいたい。事務局は、全学実の下部組織になっているが、事実上、当局の下部組織になっていると言える。あくまで、実務的な対応として、全学実の決定に矛盾するような行為をとったとしても、おかしいことではないと思う。

委員長 議決権の放棄について議論がなされているが、その後、事務局の提案に関して、形式的であれ、全会一致の原則に従って、承認を目指したい。そのうえで、異議がある者について、記録を残すということにしたい。

A 全会一致というのは、一見、理想的なものであるが、強硬的なこともできる。当然、少数派の意見は、尊重されるべきなので、実際の運用においては、配慮していく必要がある。今回の決定を全会一致としてしまうのは、暴力的であるように思われる。

委員長 上の自身の提案に加えて、多数決を導入するということか。

A 全会一致にこだわるのはなぜか。

B 全会一致ではないので、適切ではないように思われる。委員長の提案の主旨が理解できなかった。多数決をとるということの採決をとってもよい。ここで、反対意見が多かった場合には、事務局の実務を犠牲にしても、継続すべきである。

L 反対を明記した採決をすべきである。

委員長 賛成と反対、保留という意見をもって、採決を行うことについて。反対意見が多かった場合に、事務局はどうするのか。

G 委員長は、全会一致にこだわっているかもしれない。全会一致が暴力的であるのは、その通りである。今回の決定では、明らかに、賛成と反対、保留で分断が生じている。それを1つの決議として、成立させられるとは思えない。つまり、全学実において、今

年度の11月祭の開催形態について検討することをやめてしまうべきではないか。次年度以降のために、取り組んでいった方が将来的には有益ではないか。一過性の個人的な満足のために議論を続けることで組織運営が破綻するよりも、持続可能な組織運営のために判断していくべきではないか。

委員長 時間的な制約がある中で、事務局の提案を大きく反対することはない、という意見が見られたため、全会一致で採決を行ってもよいと提案した。こだわっているわけではない。

F 一過性の満足のために議論すべきではないという意見があったが、現在の議論の中で、次年度以降の11月祭の質の維持のために、開催形態に関する議論を行っているものと認識している。

委員長 反対意見が多数となった場合には対応が取られると認識している。

A 今回の採決で反対多数となった場合には、全学実が責任をもって当局と交渉すべきだと思う。形式と実態の乖離が見られる。当局と交渉するのは、全学実が責任をもって行うべきである。全学実として反対するならば、全学実が責任をもつべきである。

H 事務局が11月祭の正式な執行機関であるという決定は、全学実の場でなされているのか。

事務局 事務局が11月祭における実務機関であることは、毎年、全学実で承認されている。反対意見が多かった場合の交渉について。事務局は、どのような決定になっても、最後まで実務を行う。

B 事務局が交渉するのであれば、全学実参加者を同席するということにするなど、対応してほしい。少なくとも、反対になったときに、これまで通り、次回全学実に事務局だけで提案するという形では適切ではないように思う。

事務局 全学実参加者が交渉に参加することについては、事務局としては、問題ない。しかし、大学側から人数制限を行われる可能性がある。

B 人数制限は、具体的に、2名未満となることはあるのか。2名以上ならば、理論的には参加可能である。

事務局 人数制限については、過去の事例として、全学実参加者が参加したことがないので、具体的にはどうなるかはわからない。

委員長 賛成および反対、保留によって議決をとるべきと考える者が多いのか、ある程度の賛成のもとでの形式的な全会一致を行うべきと考える者が多いのか。

G それらのどちらを優先すべきかについての議決を行うのか。

委員長 議決を行うことを想定している。

G 前者と後者の決定を行ううえでの議決方法は決定されているのか。あくまで、ある特定の問題に対する議決方法を考えるだけであって、任意の問題に対する議決方法を考えるわけではないということか。

事務局 確認したいことがあるため、少々待ってはほしい。第1回の全学実では、全学実の性格として、「議論を尽くしたうえでの全会一致を原則とする。」ということが採択されている。それを前提に検討してもらいたい。このままでは、議決方法すら決定しない。開催形態の話に戻して、異議を解消したいと考える。

J 事務局が採決方法の議論よりも先に開催形態についての話をしたいという考えが理解できない。この考えは、なぜか。

事務局 事務局の発言の意図としては、開催形態の提案について異議があるため、複雑な議決方法を考える必要が生じていると認識している。異議が解消されれば、複雑な議決方法を考える必要がなくなると認識している。

委員長 事務局の述べる「複雑な議決方法」とは、前者の議決方法のことか。

事務局 両方である。また、そのどちらを選択するかの過程についても含む。

J 複雑と述べていたが、議決方法についての議決をとって、さらにその議決方法に従って議決するだけである。どこが複雑か。

事務局 全学実の議決は、原則として全会一致が定められている。その中で、議決方法を原則から変更する必要がある、その議論が必要になることから、複雑であると判断した。

A 事務局の提案した議決方法は、適切であるが、実際、疲労があり、難しい。徹底討論を尽くすのは難しい。しかしながら、決定を延期することも難しい。現実的な選択肢として、議決方法を採択してはどうか。

事務局 事務局としては、開催形態について異議がなければ、規約に忠実に、全会一致によって採決を行いたいと考えている。

J 原則であって、必ずではない。今回の議決において、全会一致以外の議決方法をとることについては問題ないと考える。

A 徹底的な討論をするだけの体力がない。意見が言えないまま全会一致とするのは、不本意である。

B 多数決をとって決定するという過程については、前例があるので、それでよいのではないか。全会一致をとって、多数決をとる、ということで問題ないのではないか。

L 開催形態について異議がなければ、全会一致を目指すのはよい。しかし、異議があるので、難しい。継続議論になるのではないか。そういう認識か。

事務局 そういった認識である。そのうえで、異議を解消したい。

L そうであるならば、早く採択したいというのは矛盾する。

事務局 上の提案は、採決方法の議論に時間がかかるので、開催形態に対する異議の解消を目指した方が早く採択できると考えたため、提案したものである。

委員長 議決方法について議決するという事について話し合いたいと考えている。開催形態に関する異議の解消は、手短に終わりそうか。

事務局 議決方法についての議決よりは早いと考えている。

B 異議が解消できるかどうか、その時間については、異議がある本人に聞くべきであると思う。

L 全会一致でオンライン開催を採択するのであれば、それは、当局の求めるゼロリスクについて、もう少し詳しく反論する必要がある。それがなければ、オンライン開催について承認はできない。会議終了時刻を大幅に超過している。継続議論とするのであれば、早めに論点を整理すべきである。

J 事務局の発言で、2回の承認が必要ということであったが、原則論を持ち出して長引かせているのは、事務局の方ではないか。これ以上、議論を長引かせるのは、物理的に難しい。疑問点を集約するのも難しい。

委員長 議決方法についての採決に移りたい。

G 全会一致か、賛成・反対・保留のどちらを決定するか、というのは難しいと思う。これを全会一致で決定するというのは、事務局やその他の者が反対意見を表明する限りできない。この決定を賛成・反対・保留で決定するのも、全会一致の原則に従って行う必要があり、無限に続く。論理的に不可能なことを行おうとしている。全会一致という設定がメタレベルで前提にある。ここで、すべて全会一致で決定することは暴力的であるということになる。そういったことを考慮すると、事務局が述べたように、異議を徹底討論した方が相対的に、結果的に早く済むのではないかと、思う。話がまとまらないのであれば、話がまとまらないということで終わってもよい。一過性の個人の道楽のために、という意見に対して、今後の質のよい運営を目指して、という意見があったが、それは、的確ではないかもしれない。質のよい運営は、毎年変わる。質のよいものを毎年、定常的に提供するという必要はあるのか。その必要がないのであれば、いったん中断して、次に回すということも考えることができる。あらゆることを考慮していくことが必要な段階にあると認識している。

委員長 意見は理解したが、とりあえず、賛成・反対・保留の議決方法について、承認をとりたいと考えている。

J 全会一致でも多数決でも、矛盾はしない。最終的には、委員長に判断を委ねたい。

G 議決方法の選択自体が決定不可能であると述べている。矛盾するかどうか、ということではない。審議自体が難しい。そして、実際に、そういった状況になっている。

委員長 そうではあるが、まずは、賛成・反対・保留という方法と議決権の放棄を認めた全会一致という方法があるので、それについて、全会一致で議決方法を決定したい。

G 結論のみ述べると、反対である。

B 議決方法については、異議がない。Gの異議をまとめると、つまり、議決方法に異議があると、無限に議論が続いて終わらなくなる。世の多数決は、そもそも最初に全会一致があったと思う。

G 議決方法に異議があるかもしれない、ということ自体が異議になっている。

L このまま意思決定不可能であれば、今すぐ解散して、次回全学実での議論を提案したい。

委員長 賛成・反対・保留という議決方法について、意見はないか。

事務局 いったん、5分程度の休憩をもらいたい。

委員長 5分後の17:43に再開する。

(休憩)

委員長 再開する。賛成・反対・保留という議決方法については、反対意見があるということであったので、採択が困難であると判断して、全会一致での決定を目指したい。

B どちらにしても決まらないので、閉会を提案したい。継続議論としたい。

L 閉会を提案する。議論が長引いているのに、意思決定ができていない。事務局の情報について、公開されるべきである。

A 議事を終える前に、次回全学実の日程を決定しておきたい。

事務局 Lの意見について、具体的にどのような内容を求めるか。次回全学実の日程については、明後日9/26の14:00から、という案を提案したい。

L 全学実において、対面開催とオンライン開催が決定していないことを企画担当者説明会などで、説明してもらいたい。

事務局 開催形態が未決定であるという事実を広報すべき、という意味か。

L 開催形態についての決定状況、議論の内容を全体に公開した方がよいという意味である。

事務局 開催形態が未定であるということについては、企画登録会において行っているが、再度、行うこととしたい。

委員長 明後日9/26の14:00から引き続き議論を行うということにすることで問題ないか。

M 明後日9/26の14:00から開会するということは、参加希望メールは、もう一度送るべきか。

事務局 その通りである。

委員長 特になければ、議事録の承認に移る。

事務局 上でのJの「事務局は、全学実の下部組織になっているが、事実上、当局の下部組織になっていると言える。」という発言に対して、事務局が当局の下部組織になっているという事実はない。

委員長 議事録について、異議や質問はないか。挙手をもって承認としたい。

(承認)

委員長 承認された。これにて、閉会とする。